

平成 23 年(2011年) 6 月 28 日
総 務 委 員 会 資 料
経 営 室 経 営 担 当

議会の委任に基づく専決処分について

1 事故の概要

- (1) 事故発生日時 平成 23 年 2 月 25 日午後 4 時 40 分頃
- (2) 事故発生場所 東京都中野区中野二丁目 21 番 18 号先路上
- (3) 事故発生状況 区の職員が、事業で使用する物品の運搬のため、庁有車を運転し、歩行中の相手方を後方から追い越そうとしたところ、相手方の左足を轢き、負傷させた。

2 区の賠償責任

本件事故は、庁有車を運転していた職員が、前方を十分に注意していなかったため発生したものであり、相手方が被った損害額全額について、区に賠償の義務があるものと判断した。

3 損害賠償額

本件事故による損害額は、治療費、慰謝料等の合計 667,275 円であり、区に全責任があることから、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から医療機関及び相手方に支払われた。

備考

事故後の対応について

- (1) 事故現場の状況確認及び関係職員に対するヒアリングにより事故原因を究明
- (2) 所属長から関係職員に対する口頭による注意
- (3) 所属長からの分野内職員に事故防止の徹底